

公園指定管理者選定要項

令和5年8月31日

しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園指定管理者募集要項「5(1)」に基づく指定管理者選定に関する審査については、下記手順のとおり行うものとする。

1 一次審査

- (1) 指定管理者の選定に応募する者（以下「応募者」という。）が6者以上あった場合は、伊予市公の施設における指定管理者選定委員会（指定手続条例施行規則（平成17年市規則第142号）第5条。以下「選定委員会」という。）において、書類審査による一次審査を行い、上位5者を選定する。ただし、応募者が5者以下の場合は、全ての応募者を二次審査参加者を選定する。
- (2) 「(1)」の審査方法
「(1)」の応募者が6者以上あった場合は、別紙1「一次審査採点表」の選定基準に基づく提出書類の審査を行い、合計点の高い者から順位付け、上位5者を選定する。
- (3) 上位5者となる者が同点により6者以上存在するときは、同点の者において、別紙1「一次審査採点表」の選定基準「4及び5」の合計得点の高いものから順位付け、上位5者を選定する。
- (4) 「(3)」による審査を経ても6者以上存在するときは、同点の者において、選定委員会委員長を除く他の委員が多数決で順位付け、上位5者を選定する。

2 二次審査

- (1) 二次審査は、「1」により選定された者から提出書類に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を行い、もっとも優れた者を指定管理候補者として選定する。
- (2) 「(1)」の審査方法
別紙2「しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園指定管理者採点表」の選定基準に基づくヒアリング審査を行い、合計得点の高い者から順位付け、1位となった者を指定管理候補者として選定する。
プレゼンテーションの持ち時間は30分以内、質疑応答は最大20分程度とし「選定基準」に基づき、選定委員会が採点・審査を行います。二次審査は、令和5年10月25日（水）に実施する。
- (3) 「(2)」の審査において、同点1位が存在するときは、同点1位の者において、別紙2「しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園指定管理者採点表」の選定基準「2効果性」、「3効率性」及び「4安定性」の合計得点の高い者から順位付け、1位となった者を指定管理候補者として選定する。
- (4) 「(3)」による審査を経ても同点1位が存在するときは、同点1位の者において、選定委員会委員長を除く他の委員が多数決で順位付け、1位となった者を指定管理候補者として選定する。